

別表1

R8年度 水質検査頻度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上水道 取水	糞便 クリプトスポリジウム	糞便	糞便	原水全項目 糞便 クリプトスポリジウム	糞便 農薬	糞便	糞便 クリプトスポリジウム	糞便	糞便	糞便 クリプトスポリジウム	糞便	糞便
上水道 和田	毎月	毎月	浄水全項目②	毎月	毎月	省略不可② 管理目標設定項目	毎月	毎月	省略不可②	毎月	毎月	省略不可②
上水道 湯谷	毎月	毎月	省略不可①	毎月	毎月	省略不可①	毎月	毎月	省略不可①	毎月	毎月	省略不可①
日引	毎月	毎月	浄水全項目①	原水全項目 毎月・糞便	毎月	省略不可② 管理目標設定項目	毎月	毎月	省略不可①	毎月	毎月	省略不可①
鎌倉	毎月	毎月	浄水全項目①	原水全項目 毎月・糞便	毎月 農薬	省略不可② 管理目標設定項目	毎月	毎月	省略不可①	毎月	毎月	省略不可①
山中	毎月	毎月	浄水全項目①	原水全項目 毎月・糞便	毎月 農薬	省略不可② 管理目標設定項目	毎月	毎月	省略不可①	毎月	毎月	省略不可①
神野・神野浦	毎月	毎月	浄水全項目①	原水全項目 毎月・糞便	毎月 農薬	省略不可② 管理目標設定項目	毎月	毎月	省略不可①	毎月	毎月	省略不可①
上瀬	毎月	毎月	浄水全項目①	原水全項目 毎月・糞便	毎月	省略不可② 管理目標設定項目	毎月	毎月	省略不可①	毎月	毎月	省略不可①
宮尾・下	毎月	毎月	浄水全項目①	原水全項目 毎月・糞便	毎月	省略不可② 管理目標設定項目	毎月	毎月	省略不可①	毎月	毎月	省略不可①

別表2

令和8年度 水質検査項目

番 号	検査項目	基準値	浄 水			原 水
			毎月検査 (9項目)	省略不可項目 (24項目)	全項目 (52項目)	全項目 (39項目)
1	一般細菌	100個/ml以下	○	○	○	○
2	大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下		注1	○	○
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下		注1	○	○
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下		注1	○	○
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下		注1	○	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下		注1	○	○
8	六価クロム及びその化合物	0.02mg/l以下		注1	○	○
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下		注1	○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下		○	○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下		注1	○	○
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下		注1	○	○
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下		注1	○	○
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下		注1	○	○
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下		注1	○	○
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		注1	○	○
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下		注1	○	○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		注1	○	○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		○	○	○
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下		○注1	○注1	
21	ベンゼン	0.01mg/l以下		注1	○	○
22	塩素酸	0.6mg/l以下		○	○	
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下		○	○	
24	クロロホルム	0.06mg/l以下		○	○	
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下		○	○	
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下		○	○	
27	臭素酸	0.01mg/l以下		○	○	
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下		○	○	
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下		○	○	
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下		○	○	
31	ブロモホルム	0.09mg/l以下		○	○	
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下		○	○	
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下		注1	○	○
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下		○	○	○
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下		注1	○	○
36	銅及びその化合物	1.0mg/l以下		注1	○	○
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下		注1	○	○
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下		注1	○	○
39	塩化物イオン	200mg/l以下	○	○	○	○
40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下		注1	○	○
41	蒸発残留物	500mg/l以下		注1	○	○
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下		注1	○	○
43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	注2		○	○
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	注2		○	○
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下		注1	○	○
46	フェノール類	0.005mg/l以下		注1	○	○
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	○	○	○	○
48	PH値	5.8以上8.6以下	○	○	○	○
49	味	異常でないこと	○	○	○	
50	臭気	異常でないこと	○	○	○	○
51	色度	5度以下	○	○	○	○
52	濁度	2度以下	○	○	○	○

注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注2 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

水質管理目標項目

番 号	検 査 項 目	目 標 値
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/l以下
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l以下
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
5	トルエン	0.4mg/l以下
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下
7	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下
8	抱水クロラール	0.02mg/l以下
9	残留塩素	1mg/l以下
10	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/l以上100mg/l以下
11	マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下
12	遊離炭酸	20.mg/l以下
13	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下
14	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/l以下
15	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下
16	臭気強度(TON)	3以下
17	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下
18	濁度	1度以下
19	pH値	7.5程度
20	腐食性(ランゲリア指数)	0
21	従属栄養細菌	2000個/ml以下
22	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
23	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l以下

農薬項目

番 号	検 査 項 目
1	トリクロロホン(DPE)
2	ブプロフェジン
3	シラフルオフェン
4	オキシシン銅
5	フサライド
6	ジノテフラン
7	フェノブカルブ(BPMC)
8	シマジン(CAT)
9	イソキサチオン
10	ダイアジノン
11	メプロニル
12	トリシクラゾール
13	フェニトロチオン(MEP)

農薬については、検査前に地域ごとに使用される項目を確認し、検査を行います。

糞便汚染の指標菌項目

番 号	検 査 項 目
1	大腸菌(E.Coli)
2	嫌気性芽胞菌

クリプトスポリジウム検査項目

番 号	検 査 項 目
1	クリプトスポリジウム
2	ジアルジア

水質検査回数

	毎月検査	省略不可検査	浄水全項目	原水全項目	糞便	農薬	クリプトスポリジウム	回／年 水質管理目標 設定項目
上水道 取水	—	—	—	1	12	1	4	—
上水道 和田 地係	8	3	1	—	—	—	—	1
上水道 湯谷 地係	8	4	—	—	—	—	—	—
日引簡易水道	8	3	1	1	1	—	—	1
鎌倉簡易水道	8	3	1	1	1	1	—	1
山中簡易水道	8	3	1	1	1	1	—	1
神野・神野浦簡易水道	8	3	1	1	1	1	—	1
上瀬飲料水供給施設	8	3	1	1	1	—	—	1
宮尾・下飲料水供給施設	8	3	1	1	1	—	—	1

別表3

番号	検 査 項 目	基 準 値
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L 以上